

# 郵便切手納付額一覧表

令和5年10月1日

裁判等を申し立てる際に、当事者の呼出しなどに使用するための郵便切手を納めていただくこととなります。納めていただく郵便切手の額及び内訳は次のとおりです。なお、これは青森簡易裁判所の取扱いであり、納めていただく郵便切手の額及び内訳は、裁判所によって異なりますので、手続をお取りになる裁判所にお尋ねください。

青森簡易裁判所

事件の種別	合計	内 訳	備 考
通常訴訟 手形訴訟 少額訴訟	4,790円	500円×6枚 100円×8枚 84円×5枚 20円×15枚 10円×20枚 5円×10枚 2円×10枚	当事者1名増すごとに切手1,204円分1組をプラスしてください。 (内訳) 500円×2枚 100円×2枚 2円×2枚
調 停			
一 般	568円	84円×3枚 50円×4枚 10円×10枚 2円×8枚	当事者1名増すごとに切手324円分1組をプラスしてください。 (内訳) 84円×1枚 50円×4枚 10円×4枚
特定調停	252円	84円×3枚	相手方1名増すごとに左記と同じ内訳の切手をプラスしてください。
訴え提起前 の和解	1,204円	500円×2枚 100円×2枚 2円×2枚	相手方1名増すごとに左記と同じ内訳の切手をプラスしてください。
公示催告	2,250円	500円×2枚 100円×9枚 84円×3枚 20円×4枚 10円×1枚 2円×4枚	
支払督促	1,288円	500円×2枚 100円×2枚 84円×1枚 2円×2枚 通常はがき×1枚	債務者1名増すごとに切手1,204円分1組と通常はがき1枚をプラスしてください。 (内訳) 500円×2枚 100円×2枚 2円×2枚